

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	30	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生活衛生同業組合、同小組合及び同連合会（以下、「生活衛生同業組合等」という。） 消費生活協同組合及び同連合会（以下、「消費生活協同組合等」という。）</p> <p>・特例措置の内容 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の112%相当額）の適用期限を平成28年度末までの2年間延長する。</p>	
関係条文	<p>租税特別措置法第57条の9、第68条の59、同施行令第33条の8、第39条の86 地方税法第23条、第51条、第72条の12、第72条の23、第72条の24の7、第292条、 第314条の4</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲153.6) [平年度] — (▲153.6) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 (生活衛生同業組合等) 生活衛生同業組合等は、「自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため」に組織されており、共同事業や資金の斡旋に係る事業等を行っている。生活衛生関係営業の業況判断DIは非常に低調（▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期）であり、中小企業者や各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいため、共同事業等を行っている当該資金の回収先の組合員は、中小零細な事業者であり、回収リスクが極めて高い。組合事業を利用する中小事業者の事業は、組合事業と密接に関係しているところであり、貸倒引当金の引当が十分に行われていない状況で、貸倒が発生し、これにより、組合事業が停滞した場合、組合員である中小事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすことが考えられる。 また、生活衛生同業組合等においては、財政的基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであり、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があることから、株式会社日本政策金融公庫の融資も合わせて行っているところである。</p> <p>(消費生活協同組合等) 消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,680万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。大部分の消費生活協同組合（963組合中611組合）が行う、供給事業において、売上金が回収不能な未収金となることがある。貸倒引当金の引当てが十分に行われていない状況で貸倒が発生し、これにより組合事業が停滞した場合、多くの組合員や国民の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>以上のことから、貸倒引当金は、事業年度末現在の売掛金等についてその貸倒見込額を計上するものであるが、太宗の生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、財政基盤が脆弱なため、貸倒引当金に関する</p>	

	<p>租税特別措置法に基づく特例措置を継続することにより、引き続き、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に引当て促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、景気は緩やかな回復基調にあるが零細な中小企業者にとっては依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[生活衛生関係営業者等]</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p> <p>[消費生活協同組合等]</p> <p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策大目標2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
	政策の達成目標	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>貸倒が発生した場合の事業運営リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、安定的に2%の経常剰余率が確保されることが必要。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日まで (平成27年度～平成28年度)
	同上の期間中の達成目標	貸倒リスクを軽減及び財政経営基盤の安定化
	政策目標の達成状況	国内民間需要の回復など日本経済は緩やかな回復基調を見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)の中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>12%割増繰入限度額</p> <p>平成27年度 1.95百万円</p> <p>※(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>12%割増繰入限度額</p> <p>平成27年度 2,385.8百万円</p> <p>※厚生労働省調べ</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>本税制措置を活用した、貸倒の際の事業運営リスクの軽減及び財政基盤の安定強化により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の健全な発展と衛生水準の向上を支援する生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が見込まれるため、引き続き、本措置を</p>

		<p>講じる必要がある。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>主に地域で供給事業を行う組合の経常剰余率は、0.8%(平成22年度、から、1.3%(23年度)、1.1%(24年度)と推移しており(出所:日本生活協同組合連合会「2012年度生協の経営統計」、本税制の特例措置により、貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定強化が図られており、引き続き本措置を講じて組合の経営の安定を促進する必要がある。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	生活衛生関係営業を営む者に対して株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を図る。
	要望の措置の妥当性	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当な規模を占めており、雇用面でも大きな役割になっている。これらの健全な発展と衛生水準の向上を図るためには、生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が必要であり、制度延長が必要である。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>消費生活協同組合等は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的、公共的な役割を果たし続けるためには、経営基盤の確立が重要である。</p> <p>また、本政策的目的を達成するためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ適正に引当促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当であると考えられる。</p>
	ページ	30—4

税負担軽減措置等の適用実績	(生活衛生同業組合等) (百万円)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>繰入限度額</th> <th>12%割増繰入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年度</td> <td>2.2</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>		繰入限度額	12%割増繰入限度額	23年度	2.2	2.5	24年度	1.8	2.0	25年度	1.2
	繰入限度額	12%割増繰入限度額										
23年度	2.2	2.5										
24年度	1.8	2.0										
25年度	1.2	1.3										
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(消費生活協同組合等) (百万円)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>繰入限度額</th> <th>12%割増繰入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年度</td> <td>2,195</td> <td>2,459</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>2,065</td> <td>2,313</td> </tr> </tbody> </table>		繰入限度額	12%割増繰入限度額	23年度	2,195	2,459	24年度	2,065	2,313		
	繰入限度額	12%割増繰入限度額										
23年度	2,195	2,459										
24年度	2,065	2,313										
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>(生活衛生同業組合等) 本税制措置を活用した、貸倒の際の事業運営リスクの軽減及び財政基盤の安定強化により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の健全な発展と衛生水準の向上を支援する生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が見込まれるため、引き続き、本措置を講じる必要がある。</p> <p>(消費生活協同組合等) 主に地域で供給事業を行う組合の経常剰余率は、0.8%(平成22年度、から、1.3%(23年度)、1.1%(24年度)と推移しており(出所:日本生活協同組合連合会「2012年度生協の経営統計」)、本税制の特例措置により、貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定強化が図られており、引き続き本措置を講じて、地域住民の相互扶助組織である消費生活協同組合の経営の安定を促進する必要がある。</p>											
前回要望時の達成目標	貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じる必要がある。											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置により、一部の組合については、経営基盤の安定化が図られているが、零細な生活衛生関係営業者の団体である生活衛生共同組合の事業環境及び消費生活協同組合等の経営環境は厳しく、大部分の組合は、依然として十分な状況とはいえない。											
これまでの要望経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望(直近は平成23年度)											
ページ	30—5											